

【別紙15】 業務と責任分担

○：主たる責任分担者であり，リスクが顕在化した場合に負担を負う
 △：リスクが顕在化した場合に協議を行い，負担を負う可能性がある
 （各注記を参照とする）

種 類	項 目	責任分担	
		委託者	受託者
募集・入札説明	①募集・入札説明書等の誤り，内容の変更	○	
業務範囲変更	①発注者の要望による業務範囲の縮小，拡充等	○	△※1
	②受託予定者の要望による業務範囲の縮小，拡充等	△※1	○
契約締結	①受注予定者の責による契約の締結不能，契約の延期		○
	②発注者の責による契約の締結不能，契約の延期	○	
法令等変更	①この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	②上記以外の法令変更		○
水道法上の管理責任	①委託業務の範囲内に係る水道の管理に関する技術上の業務に関するもの	○	
	②上記以外のもの	○	
その他法令上の責任	①受託者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法，消防法等）		○
	②上記以外のもの	○	
財産管理	①行政財産使用許可	○	
	②占用許可申請	○	
	③管理用用地管理	○	
	④水利権許可申請	○	
運転管理	①第三者賠償		
	・受託者の責めに起因するもの		○
	・上記以外のもの	○	
	②住民対応		
	・受託者の責めに起因するもの		○
	・上記以外のもの（住民訴訟，問い合わせ等）	○	
	③停電		
	・落雷等による停電対応		○
	・送電事故等に伴う地域大規模停電対応	○	○
	④施設事故（薬品漏洩，場内配管破損等）		
	・初期対応		○
	・減断水を伴わない事故対応		○
	・減断水を伴う事故対応	○	○
	⑤水運用		
・平常時（軽微な水運用）		○	
・事故時の水運用	○	○	
	①平常時		○
	②施設故障時		
	・委託者発注の「修繕等」による委託対象施設の損害	○	
	・受託者発注の「修繕等」による委託対象施設の損害		○
	・供給水質に影響を与えない事態の処理		○
	・減断水を伴う事態の処理	○	○

浄水処理管理	③水質異常時		
	・供給水質に影響を与えない事態の処理		○
	・減断水を伴う事態の処理	○	○
	④原水水質等の変化		
	・原水水質等の変化により、施設の機能・性能上、要求を満足できないことに係る費用	○	
保全管理等	・過去の水質状況から想定できる範囲のもの		○
	①点検		○
	②修繕		
	・1件当たりの修繕額が200万円以下		○
	・1件当たりの修繕額が200万円を超える	○	
	③埋設配管漏水復旧	○	
	④施設改良	○	
	⑤電気主任技術者、危険物取扱者		○
	⑥環境保全		
・受託者の責めによる大気汚染、水質汚染、騒音、振動等による環境への影響		○	
・上記以外の環境への影響	○		
防災・事故	①不可抗力 地震、洪水等の天災による契約の中止・変更、施設損壊	○	
	②地震(震度3以上)		
	・委託施設(水道施設)の点検	○	○
	③火災		
	・初期対応(消防通報・委託者への通報)		○
	・火災に伴う対応	○	○
	④栃木県及び市の防災体制に基づく業務	○	
	⑤事故		
・受託者の責めによる労災事故、設備の破損・損壊		○	
・上記以外の事故等によるもの	○		
税制度変更	①広く全般に影響を及ぼす税制度の変更(消費税等)	○	
	②受託者に影響を及ぼす税制度変更(法人税等)		○
契約不履行	①施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	
	②受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの		○
	③発注者による指示等の内容の不備によるもの	○	
	④業務遂行上の不備によるもの	△※2	○
契約解除・変更	①受託者の責めによるもの(法令違反、破綻、放棄等)		○
	②発注者の責めによるもの(安全対策違反、支払遅延等)	○	
調達費用の増大、減少※6	①想定配水量及び原水水質範囲内の調達費の増大、減少		○※4
	②想定配水量及び原水水質範囲外の調達費の増大、減少	○※4	
	⑤性能未達など、受託者の責めによる調達費の増大、減少		○
	⑥上記以外による調達費の増大、減少	○	

緊急事態に係る費用の増大、減少※ 6	①性能未達など、受託者の責めにより生じた緊急対応費の増大		○
	②受託者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大、減少		○
	③上記以外の緊急対応費の増大、減少	○	

- ※1 業務範囲変更の内容により、発注者と協議の上で負担区分を決定する。
- ※2 業務遂行上の不備の内容（施設構造上の不具合、管理上の不具合、その他偶然の事故等）により、協議の上で負担区分を決定する。
- ※3 予期することのできない物価変動により委託料の額が著しく不相当となった場合、協議の上で委託料の変更等（その増減によって発注者又は受託者から請求）について決定する。
- ※4 配水量や原水水質等の変動等によりユーティリティ（主に薬品）使用量が変動し、掛かる費用が大きく増減した場合、【別紙8】の算定方法に基づき、委託料の変更を行う。
- ※5 予期することのできない特別な事情により調達費の額が著しく不相当となった場合、協議の上で委託料の変更等（その増減によって発注者又は受託者から請求）について決定する。
- ※6 各リスクの種類における費用の増大、減少に伴う委託料の変動については、内容・理由によって協議の上で負担区分を定めるものとする。
- ※7 委託者、受託者双方に○が付いているものは、状況に応じ、委託者と受託者の両者に責任が発生することが考えられることから、連絡等により責任の分担を図る。